

第 3 期  
三 田 市  
障 害 福 祉 計 画

平成 24 年 3 月

三 田 市



# 目 次

第1章 計画の基本 .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	4
第2章 目標値の設定 .....	5
1 成果目標 .....	5
2 取り組み目標 .....	7
第3章 目標達成に必要なサービス見込み量等 .....	10
1 障害福祉サービスの見込み量 .....	10
2 地域生活支援事業の見込み量 .....	20
第4章 計画の推進体制 .....	26
1 事業の円滑な推進に向けて .....	26
2 計画の円滑な推進に向けて .....	27

### **本計画における「障害」の表記について**

近年、「障害」の表記については様々な議論がなされています。「害」という字が悪いイメージにつながるという理由から、ひらがなの「障がい」という表記を使用する自治体もみられるようになってきました。また、「障害」という用語自体を見直すべきとの議論もみられます。しかし、現在は「障害」にかわり定着した表記・用語がないのが実情です。

三田市健康福祉審議会でも、この表記については議論が行われましたが、ひらがなの「障がい」の表記にするという確固たる理由がないこと、また、「障害」という表記にかわるものがないことに鑑み、本計画では、現在、国の法令用語において「障害」という表記が使用されていることに準じる形で「障害」と表記することとします。

---

# 第 1 章 計画の基本

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

---

### (1) 国の制度改正の動向

国では、平成 14 年 12 月に新障害者基本計画が策定され、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間に講ずべき障害者施策の基本方向として、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」が掲げられています。この計画は、前身の計画である「障害者対策に関する新長期計画」の「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念を継承し、かつ、「施設から地域生活への移行」及び「入所施設は真に必要なものに限定」という方針が明確に打ち出されるなど、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざしています。

一方で、平成 22 年 1 月に、障がい者制度改革推進会議が設置され、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法として「障害者基本法」の改正や、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定、さらに、現在、国では新たな制度設計に向けた取り組みが行われています。

### (2) 障害福祉サービスの動向

平成 18 年 10 月に、「障害者自立支援法」が全面施行されましたが、同法は、「障害者が地域で暮らせる社会に」と「自立と共生の社会を実現」を目標とし、「支援費制度」の利用契約制度を承継し、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに提供されていたサービスを市町村が一元的に提供するしくみに改めました。また、働く意欲や能力のある障害のある人の就労支援を強化し、さらに、障害のある人の地域移行をシステム化しました。

この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなどについて様々な意見があり、これまで所要の政省令の改正が実施されましたが、この法律に対する不満・不備は払拭されず、障害者自立支援法を廃止し、新たに、制度の谷間のない支援を提供し、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度とし

て、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け、検討が進められてきました。また、平成 22 年 12 月には、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定までの間に早急に対応を要する事項を見直すため、障害者自立支援法が改正されました。

### 障害者自立支援法等の一部改正（注）の概要（平成 22 年 12 月）

#### ①利用者負担の見直し（平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行）

- －利用者負担について、応能負担を原則に
- －障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

#### ②障害者の範囲の見直し（公布日施行）

- －発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

#### ③相談支援の充実（平成 24 年 4 月 1 日施行）

- －相談支援体制の強化（市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- －支給決定プロセスの見直し（サービス利用計画案を勸案）、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

#### ④障害児支援の強化（平成 24 年 4 月 1 日施行）

- －児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へなど）
- －放課後型のデイサービス等の充実
- －在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

#### ⑤地域における自立した生活のための支援の充実（平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日から施行）

- －グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- －重度の視覚障害者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設（個別給付化）
- （その他）（1）「その有する能力及び適性に応じ」の削除、（2）成年後見制度利用支援事業の必須事業化、（3）児童デイサービスに係る利用年齢の特例、（4）事業者の業務管理体制の整備、（5）精神科救急医療体制の整備等、（6）難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

（1）（3）（6）：公布日施行

（2）（4）（5）：平成 24 年 4 月 1 日までの政令で定める日（平成 24 年 4 月 1 日（予定））から施行

（注）障害者自立支援法の本改正は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により改正されました。

### (3) 三田市の動向

本市では、平成 18 年度、「三田市第 3 次障害者福祉基本計画」を策定し、これまでの福祉施策などを踏まえた障害のある人の施策を総合的に推進してきました。また、この基本計画をもとに「三田市障害福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保などに努めてきました。

現在、国の法律や制度が大きく変わり、障害のある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。本市ではこのたび、国の障害者施策全般の見直しの動向を見据えながら、「三田市第 4 次障害者福祉基本計画」を策定しました。それに合わせ、相談、教育、就労、人材育成等の充実を進めていくとともに、支援体制をさらに充実させていくものとして、「第 3 期三田市障害福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に規定される「市町村障害福祉計画」として策定されるもので、「三田市第4次障害者福祉基本計画」のもとに、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項を定めています。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の方針で平成24年度～26年度の3年間となっています。なお、計画期間中には、新たな法律の制定等も予定されており、国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。





## 第2章 目標値の設定

### 1 成果目標

#### (1) 施設入所者の地域移行への促進

##### 【目標設定の考え方】

平成23年度現在の施設入所者数は72人となっています。今後、障害のある人の増加や見込み数等を勘案した推計では、施設入所希望者数は増加することが見込まれますが、地域移行を促進することで、施設入所者数が増加しないよう努めます。

##### ■施設入所者の地域生活への移行の目標値

区 分	数 値	考 え 方
平成17年度の施設入所者数	56人	
平成23年度までの地域移行者数	9人	平成17年度以降の累計数
平成23年度の施設入所者数	72人	
【目標値】 平成26年度までの地域生活移行者数	12人	平成17年度以降の累計数
【目標値】 平成26年度末の施設入所者数	72人	

## (2) 福祉施設から一般就労への移行促進

### 【目標設定の考え方】

国が示す目標量では、平成 26 年度段階において、福祉施設利用者（就労移行事業・就労継続事業等の通所事業を含む）のうち同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を、平成 17 年度時点の実績の 4 倍とすることが望ましいとされています。第 2 期計画期間においては、年間の一般就労移行者数が 1 人と、国の基本指針に達していないことから、第 3 期計画においても、引き続き目標値を 4 人と設定します。

### ■福祉施設から一般就労に移行する人数の目標値

区 分	数 値	備 考
平成 17 年度の 年間一般就労移行者数	1 人	
現在の年間一般就労移行者数	1 人	平成 23 年度年間移行者数見込み
【目標値】 平成 26 年度の 年間一般就労移行者数	4 人	

現在の年間一般就労移行者数については、平成 23 年度（単年度）のもので、第 1 期及び、第 2 期計画期間の推移は下記のとおりです。

一般就労には、就労継続 A 型は含みません。

期 間	年 度	一般就労移行者数	累 計
第 1 期	平成 19 年度	3 人	3 人
	平成 20 年度	1 人	4 人
第 2 期	平成 21 年度	3 人	7 人
	平成 22 年度	3 人	10 人
	平成 23 年度	1 人(見込)	11 人(見込)

## 2 取り組み目標

---

### (1) 市営住宅を活用したグループホーム等の整備

#### 【目標設定の考え方】

国の基本指針では、地域移行において、グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を促進することとなっています。

県の方針によると、地域生活拠点の確保に向けた行政率先取組の強化として、現在の整備実績と今後、転用可能な戸数を踏まえて、県営・市営住宅を活用したグループホーム・ケアホームの整備数を定めることとなっていますが、本市における、市営住宅については、空きが無いことから、今後、転用可能な戸数について、現時点で推計することが困難であり、目標値としては、「—」として、記載しております。

今後、県営住宅のマッチング事業を活用するなど、地域移行が円滑に進むよう、グループホーム等の整備を希望している事業者への支援についても、検討してまいります。

#### ■市営住宅を活用したグループホーム等の整備目標値

区 分	数 値
平成 23 年度の整備状況	0 人分
【目標値】 平成 26 年度の整備数	—

## (2) 市における障害のある人の雇用

### 【目標設定の考え方】

県の方針によると、一般就労への移行促進に向けた行政による率先取り組みの強化として、正規雇用・非正規雇用と職場実習について、これまでの実績を踏まえて、県・市で雇用する障害者数を設定することとされています。本市においても、障害者雇用の拡大を図ります。

### ■市における障害のある人の雇用目標値

区 分	数 値
平成 23 年度の雇用人数	21 人
【目標値】 平成 26 年度の雇用人数	22 人

### (3) 福祉施設との随意契約等による市の事業委託等

#### 【目標設定の考え方】

県の方針によると、福祉就労の質的向上に向けた行政率先取り組みの強化として、これまでの実績を踏まえて、県・市町の優先発注金額を設定することとされています。

本市においては、現在の優先発注金額が437万円とこれまでも率先して取り組んできましたが、今後、現状の金額を拡大するとともに、優先発注の促進を図ります。

#### ■市の優先発注目標値

区 分	数 値
平成 23 年度の優先発注状況	4 件
	4,367 千円
【目標値】 平成 26 年度の優先発注	6 件
	6,550 千円

# 第3章 障害福祉サービス等の見込み量

## 1 障害福祉サービスの見込み量

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

##### 【見込み量設定の考え方】

平成23年度からの利用実績より、一人当たりの平均利用時間を求めるとともに、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

##### ■1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	2,971	3,129	3,286	3,444
	人/月	76	80	84	88

注：平成23年度は実績見込み

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

##### 【見込み量設定の考え方】

平成23年度の利用実績より、一人当たりの平均利用時間を求めるとともに、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

### ■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
重度訪問介護	時間/月	1,122	1,178	1,239	1,302
	人/月	5	5	6	6

注:平成 23 年度は実績見込み

### ③ 同行援護

移動に著しい困難がある視覚障害のある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。

#### 【見込み量設定の考え方】

現に地域生活支援事業（移動支援事業）を利用している視覚障害者数の実績から、身体障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込み量を算出しています。

### ■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
同行援護	時間/月	252	273	294	315
	人/月	12	13	14	15

注:平成 23 年度は実績見込み

### ④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

#### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の利用実績より、一人当たりの平均利用時間を求めるとともに、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
行動援護	時間/月	29	31	32	34
	人/月	4	4	4	4

注:平成 23 年度は実績見込み

## (2) 日中活動系サービス

### ① 短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、介護できない場合など夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の利用実績より、一人当たりの平均利用日数を求めるとともに、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	人日/月	517	547	577	608
	人/月	51	54	57	60

注:平成 23 年度は実績見込み

### ② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

#### 【見込み量設定の考え方】

平成 24 年度からの新規サービスです。平成 23 年度のタイムケア利用児数と日中



一時支援利用児数の利用実績から、一人当たりの平均利用日数を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

平成 24 年度から、タイムケア事業所利用者及び日中一時支援の利用者の一部が放課後等デイサービスに移行すると見込みます。

■1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後等デイサービス	人日/月	-	288	302	317
	人/月	-	56	59	62

③ 児童発達支援

障害のある児童の通所利用の支援をはじめ、地域の障害のある児童やその家族を対象とした支援などを行います。

【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の通園施設利用児数は、平成 24 年度以降も一定で推移するものとし、児童デイサービス利用児数（就学前）の利用実績から、一人当たりの平均利用日数を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

■1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	人日/月	-	522	525	527
	人/月	-	54	55	56

注：平成 23 年度は実績見込み

#### ④ 生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

##### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の平均利用実績より、一人当たりの利用日数を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、旧法施設の新体系移行予定から利用者数や特別支援学校の卒業者の状況などを勘案して、サービス見込量を算出しています。

##### ■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日/月	1,901	2,100	2,216	2,332
	人/月	115	127	134	141

注：平成 23 年度は実績見込み

#### ⑤ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

##### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の平均利用実績より、一人当たりの利用日数を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、利用者数を勘案して、サービス見込量を算出しています。

##### ■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	16	17	18	18
	人/月	1	1	1	1

自立訓練 (生活訓練)	人日/月	131	142	152	163
	人/月	24	26	28	30

注:平成23年度は実績見込み

## ⑥ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 【見込み量設定の考え方】

平成23年度の平均利用実績より、一人当たりの利用日数を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、特別支援学校の卒業者の状況などを勘案して、サービス見込量を算出しています。

#### ■1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労移行支援	人日/月	239	284	314	375
	人/月	16	19	21	25

注:平成23年度は実績見込み

## ⑦ 就労継続支援（A・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばず訓練等を受けるB型があります。

### 【見込み量設定の考え方】

平成23年度からの利用実績より、一人当たりの平均利用日数を求め、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、特別支援学校の卒業者の状況などの状況を勘案して、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援A型	人日/月	82	85	90	94
	人/月	4	4	4	5
就労継続支援B型	人日/月	1,275	1,441	1,578	1,774
	人/月	84	95	104	117

注:平成 23 年度は実績見込み

⑧ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の利用実績と、制度改正に伴う利用者数を見込むとともに、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算出しています。

■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	人/月	2	17	18	18

注:平成 23 年度は実績見込み

### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。

##### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の平均利用実績より、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算定しています。

##### ■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 （グループホーム）・ 共同生活介護 （ケアホーム）	人/月	35	41	51	53

注：平成 23 年度は実績見込み

#### ② 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

##### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の利用実績より、旧法施設の新体系移行予定から利用者数を見込み、サービス見込量を算出しています。今後、障害のある人の増加等を勘案すると、施設入所者数は増加することが予想されますが、地域移行を促進することで、施設入所者数が増加しないよう努めます。

##### ■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	人/月	66	72	72	72

注：平成 23 年度は実績見込み

## (4) 相談支援

### ① 計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人に対し、支給決定時において、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、厚生労働省が定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

#### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の障害福祉サービス全体の支給決定者数の実績及び障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、平成 26 年度に全支給決定者数が利用するという考え方でサービス見込量を算出しています。

#### ■ 1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援 障害児相談支援	人/月	—	52	112	192

### ② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供します。

#### 【見込み量設定の考え方】

平成 24 年度からの新規サービスです。平成 20 年度における障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人の地域移行数は年間 2 人となっているため、今後も、継続して毎年 2 人程度が地域移行するという考え方でサービス見込量を算出しています。

■1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域移行支援	人/月	-	2	2	2

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害のある人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に応じるための相談その他の便宜を提供します。

【見込み量設定の考え方】

平成24年度からの新規サービスです。平成20年度における障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院等に入院している精神障害のある人の地域移行数は年間2人となっているため、今後も、継続して毎年2人程度が地域移行し、地域移行者が引き続き地域定着支援を利用するという考え方でサービス見込量を算出しています。

■1か月あたりの必要量及び利用者数の見込み

サービス名	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域定着支援	人/月	-	1	2	2

## 2 地域生活支援事業の見込量

### (1) 必須事業

#### ① 相談支援事業

3障害へ対応した総合的な相談等にも対応できるよう、障害者生活支援センターに加え、精神障害者支援センター、就業支援センター、子ども発達支援センターに専門的職員を配置し、機能強化事業として位置付けています。

基幹相談支援センターは、平成22年12月10日に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（改正自立支援法）」において位置づけられ、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を主要な業務とする機関です。

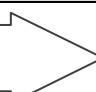
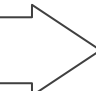
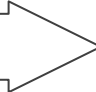
成年後見制度利用支援事業は、判断能力がない、または不十分な状態にある人の財産管理や契約行為などを本人に代わって後見人等が行うもので、親族がいない場合などは、市長が申立者となり後見等開始の審判の申立てを行う制度です。

#### 【見込み量設定の考え方】

相談支援事業や成年後見制度利用支援事業等について、継続して実施します。

また、基幹相談支援センターの設置について今後検討します。

#### ■年間の実施見込み

	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障害者相談支援事業	-	実施 			
基幹相談支援センター	-	設置 			
市町村相談支援機能強化事業	-	実施 			
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1

注1：平成23年度は実績見込み

注2：成年後見制度利用支援事業は実利用者数で示しています。



## ② コミュニケーション支援事業

聴覚障害者に対して、手話通訳、要約筆記者を派遣し、コミュニケーションを支援する制度です。日常生活上必要不可欠な外出や社会参加促進の観点から必用な外出の際に派遣することが出来ます。また、市主催のイベント、講座等について、必要に応じて、手話・要約筆記者を設置することとしています。

### 【見込み量設定の考え方】

コミュニケーション支援事業の実利用者数は、身体障害者の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算定しています。

#### ■年間の実施見込み

	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実利用者数	人	60	61	62	62

注：平成23年度は実績見込み

## ③ 日常生活用具給付等事業

重度障害者の日常生活の便宜を図るために必要な用具を給付する制度です。障害の程度、部位等により、給付が受けられる用具等があります。

### 【見込み量設定の考え方】

平成20年度から平成23年度の利用実績より、平均伸び率を算出し、各年度の給付件数を推計し、サービス見込量を算定しています。

#### ■年間の実施見込み

	単位	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	6	6
自立生活支援用具	件/年	22	23	24	25
在宅療養等支援用具	件/年	19	20	21	22
情報・意思疎通支援用具	件/年	26	27	29	30
排せつ管理支援用具	件/年	1,272	1,336	1,403	1,473
居宅生活動作補助具	件/年	2	2	2	2
計	件/年	1,346	1,413	1,485	1,558

注：平成23年度は実績見込み

#### ④ 移動支援事業

単独での外出が困難な障害者(児)の外出介助のためにヘルパーを派遣する事業です。同行援護、行動援護の該当者(児)は、原則として同行援護、行動援護の個別給付事業を優先して適用します。

##### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の利用実績より、障害のある人の増加傾向をもとに今後の利用者数を見込むとともに、視覚障害者の移動支援については、平成 23 年 10 月から制度実施されている同行援護にすべて、移行するものとして、サービス見込量を算定しています。

##### ■年間の実施見込み

	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	人	79	73	76	79
延利用時間数	時間/年	12,365	10,865	11,322	11,797

注：平成 23 年度は実績見込み

#### ⑤ 地域活動支援センター機能強化事業

小規模作業所からの移行に伴い、障害者に、創作的活動または生産活動の機会を提供し障害者の自立と社会参加の促進を図る「地域活動支援センター」としての機能の充実、強化を図るための事業です。

##### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の箇所数及び利用実績をもとに、生活介護や就労継続 B 型事業等への移行が年間 1 か所ずつ増加するものとして、サービス見込量を算定しています。

##### ■実施見込み

	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置か所数	か所	10	9	8	7
実利用者数	人	91	82	73	64

注：平成 23 年度は実績見込み

## (2) その他事業

### ① 訪問入浴サービス事業

通所や在宅での入浴が困難な障害者(児)を対象に、簡易浴槽を対象者の自宅に運搬、設置し入浴サービスを提供する事業です。

#### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の利用実績より、障害のある人の増加傾向をもとに、今後の利用者数を推計し、サービス見込量を算定しています。

#### ■年間の実施見込み

	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所数	か所	1	1	1	1
実利用者数	人	4	4	4	5
延利用回数	人回/年	136	143	150	158

### ② 生活サポート事業

#### 【見込み量設定の考え方】

介護給付の支給決定を受けていない人に対して、家事の援助など日常生活上必要な支援を行う制度ですが、実際には対象者が無く、今後も利用者はないものとして、見込むとともに、国の制度改正の動向も見ながら、廃止について検討することとします。

#### ■年間の実施見込み

	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	人	0	0	0	0
延利用回数	人回/年	0	0	0	0

### ③ 日中一時支援事業

障害者（児）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。

#### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度の利用実績より、障害のある人の増加傾向をもとに、今後の利用者数を見込むとともに、その一部が放課後等デイサービス事業へ移行するものとして、サービス見込量を算定しています。

#### ■年間の実施見込み

	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所数	か所/年	5	5	5	5
実利用者数	人	66	40	42	44
延利用回数	人回/年	4,670	2,796	2,940	3,090

### ④ 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び施設に入所している方に、社会復帰の促進を図ることを目的とし、訓練のための経費を支給する事業です。

#### 【見込み量設定の考え方】

平成 23 年度までの過去の利用実績等から、今後も増加は無いものとして、サービス見込量を算定しています。

#### ■年間の実施見込み

	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	人	1	1	1	1


## ⑤ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するため、スポーツレクリエーション事業、芸術・文化講座開催等事業や点字・声の広報等発行、手話通訳・要約筆記者養成研修、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業など、さまざまな事業に取り組んでいます。

### 【見込み量設定の考え方】

社会参加促進事業については、今後も継続して実施することとして見込んでいます。

#### ■年間の実施見込み

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</li> <li>・芸術・文化講座開催等事業</li> <li>・点字・声の広報等発行事業</li> <li>・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業</li> <li>・自動車運転免許取得・自動車改造助成</li> <li>・その他</li> </ul>	 実施			

## ⑥ 福祉ホーム事業

家庭環境・住宅事情により居宅での生活が困難な障害者に対し、低額な料金で居室などを提供する事業者に対し、その運営を補助する事業です。

### 【見込み量設定の考え方】

福祉ホーム事業については、今後も継続して実施することとして見込んでいます。

#### ■年間の実施見込み

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
福祉ホーム事業	 実施			

---

## 第4章 計画の推進体制

---

### 1 事業の円滑な推進に向けて

---

#### (1) 制度の周知及び相談支援体制等の充実

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

利用者の個別のニーズに応じたよりきめ細かな対応や、より専門的な支援、広域的な支援が必要となる場合があることから、相談支援体制の更なる充実を図ります。

また、広報やホームページなどの活用はもとより、サービス受給者等には窓口や訪問などの機会をとらえて制度の周知・啓発を図るとともに、県や地域自立支援協議会、関係機関との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実をめざします。

#### (2) 総合的なケアマネジメント体制の推進

障害者自立支援法の一部改正により、サービス支給決定前にケアマネジメントを実施し、支給決定の参考とすることやサービス等利用計画作成の対象者を拡大することが示されています。このため、障害のある人や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

#### (3) 障害福祉サービス等見込量確保の方策

障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）及び地域生活支援事業の見込み量を確保するため、受け皿となる事業所参入の働きかけを行うとともに、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることから、市、相談支援事業所、施設、事業者等がサービス提供等に関して、さまざまなネットワークと連携のもと、身近な地域で良質なサービスが利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

また、一人ひとりのサービス量については、本人や介護者の意向及び障害程度区分認定審査会での意見を尊重しながら、適正に決定します。

## 2 計画の円滑な推進に向けて

---

### (1) 国及び県、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう近隣市町との連携をめざします。

また、保健・医療、福祉、教育、労働など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

### (2) 計画の点検・評価体制の整備

本計画の実現にあたっては、福祉・保健・医療・教育・労働など各分野の関係者が連携して取り組むことが重要です。

そのため、庁内関係各課において、施策に対する取り組み状況を把握し、進捗状況の評価を行うとともに、各分野の関係者が参画する「三田市地域自立支援協議会」において、計画の推進における様々な課題の研究と具体化に向けた協議を行いながら、全市的な体制のもとに計画を推進します。

また、必要に応じて「三田市健康福祉審議会」に計画の進捗状況等を報告します。

## 第3期三田市障害福祉計画

平成24年3月

発行：三田市

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

電話 (079) 559-5075

FAX (079) 562-1294

事務局

健康福祉部福祉推進室 障害福祉課